

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令要綱

第一 地方財政法施行令の一部改正

地方債証券の申込における申込証への署名又は押印を要しないものとする事。 (第一条関係)

第二 公職選挙法施行令の一部改正

異議の申出及び審査の申立てに係る文書への押印を要しないものとする事。 (第二条関係)

第三 住居表示に関する法律施行令の一部改正

住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等に異議のある住民による変更の請求書への押印を要しないものとする事。 (第三条関係)

第四 住民基本台帳法施行令の一部改正

住民基本台帳法第四章又は第四章の三に規定する届出への押印を要しないものとする事。 (第四条関係)

第五 公害紛争処理法施行令の一部改正

都道府県公害審査会等に提出するあつせん、調停又は仲裁の申請書への押印を要しないものとする事。

第六 政治資金規正法施行令の一部改正

(第五条関係)

匿名の寄附等に係る寄附物件の国庫納付手続に係る書面への署名又は押印を要しないものとする事。

(第六条関係)

第七 地方独立行政法人法施行令の一部改正

公立大学法人債券の申込における申込証への署名又は押印を要しないものとする事。(第七条関係)

第八 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正

異議の申出に係る文書への押印を要しないものとする事。(第八条関係)

第九 行政不服審査法施行令の一部改正

審査請求書、再調査の請求書、再審査請求書及び不服申立書への押印を要しないものとする事。

(第九条関係)

第十 附則

この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。